

## 第4章 検 査

## 第4章 検 査

- 1 給水装置工事主任技術者は、竣工図等の書類検査または現地検査により、給水装置が構造・材質基準に適合していることを確認すること。
- 2 給水装置の使用開始前に管内を洗浄するとともに、通水試験、耐圧試験及び水質試験（残留塩素測定等）を行うこと。

### 1 工事完成検査の確認内容

工事完成検査において確認する内容は、表-4.1～4.2 のとおりである。

表-4.1 書類検査

検査項目	検 査 の 内 容
位置図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事箇所が確認できるよう、道路及び主要な建物等が記入されていること。</li> <li>・ 工事箇所が明記されていること。</li> </ul>
平面図 及び 立体図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 方位が記入されていること。</li> <li>・ 建物の位置、構造がわかりやすく記入されていること。</li> <li>・ 道路種別等付近の状況がわかりやすいこと。</li> <li>・ 隣接家屋の栓番号及び境界が記入されていること。</li> <li>・ 分岐部のオフセットが記入されていること。</li> <li>・ 平面図と立体図が整合していること。</li> <li>・ 隠ぺいされた配管部分が明記されていること。</li> <li>・ 各部の材料、口径及び延長が記入されており、               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 給水管及び給水用具は、性能基準適合品が使用されていること。</li> <li>(2) 構造・材質基準に適合した適切な施工方法がとられていること。</li> </ol> </li> </ul> <p style="text-align: right; margin-top: 5px;">(水の汚染・破壊・侵食・逆流・凍結防止等対策の明記)</p>

表-4.2 現地検査

検査種別及び検査項目		検査の内容
屋外の検査	1 分岐部オフセット	・正確に測定されていること。
	2 水道メーター、メーター用止水栓	・水道メーターは、逆付け、片寄がなく、水平に取付けられていること。 ・検針、取り替えに支障がないこと。 ・止水栓の操作に支障のないこと。 ・止水栓は、逆付け及び傾きがないこと。
	3 埋設深さ	・所定の深さが確保されていること。
	4 管延長	・竣工図面と整合すること。
	5 きょう・ます類	・傾きがないこと、及び設置基準に適合すること。
	6 止水栓	・スピンドルの位置がボックスの中心にあること。
配管	1 配管	・延長、給水用具等の位置が竣工図面と整合していること。 ・配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。 ・配管の口径、経路、構造等が適切であること。 ・水の汚染、破壊、侵食、凍結等を防止するための適切な措置がなされていること。 ・逆流防止のための給水用具の設置、吐水口空間の確保等がなされていること。 ・クロスコネクションがなされていないこと。
	2 接合	・適切な接合が行われていること。
	3 管種	・性能基準適合品の使用を確認すること。
給水用具	1 給水用具	・性能基準適合品の使用を確認すること。
	2 接続	・適切な接合が行われていること。
受水槽	1 吐水口空間の測定	・吐水口と越流面等との位置関係の確認を行うこと。
機能検査		・通水した後、各給水用具からそれぞれ放流し、メーター経路の確認及び給水用具の吐水量、動作状態などについて確認すること。
耐圧試験		・一定の水圧による耐圧試験で、漏水及び抜けなどのないことを確認すること。
水質の確認		・残留塩素の確認を行うこと。

## 2 耐圧試験

耐圧試験は次のような手順により行い、試験水圧は原則として 1.75MPa とする。

### (1) 耐圧試験の手順（止水栓より下流側）

- ア メーター接続用ソケット又はフランジにテストポンプを連結する。
- イ 給水栓等を閉めて、給水装置内及びテストポンプの水槽内に充水する。
- ウ 充水しながら、給水栓等をわずかに開いて給水装置内の空気を抜く。
- エ 空気が完全に抜けたら、給水栓等を閉める。
- オ 加圧を行い水圧が 1.75MPa に達したら、テストポンプのバルブを閉めて 1 分間以上その状態を保持し、水圧の低下の有無を確認する。
- カ 試験終了後は、適宜、給水栓を開いて圧力を下げてからテストポンプを取り外す。

## 3 水質

水質について、表-4.3 の確認を行うこと。

表-4.3 水質の確認項目

項 目	判 定 基 準
残留塩素（遊離）	0.1mg/l以上
臭 気	観察により異常でないこと
味	〃
色	〃
濁 り	〃

## 4 一次側配管の施工

配水管からメーターまでの一次側配管の施工については、市において検査し合格後、二次側配管と連絡し通水するものとする。なお、テスト時の水圧は 0.75MPa とし、1 分間以上その状態を保持し、水圧の低下の有無を確認する。

## 5 メーターの取付

メーターの取付については検査合格後、速やかに行うものとする。

## 給水装置工事完成検査チェックシート

### <書類検査>

- |                                  | 合                        | 否                        |
|----------------------------------|--------------------------|--------------------------|
| ・ 方位が正しく記入されている                  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・ 建物の位置や道路種別等付近の状況がわかりやすく記入されている | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・ 隣接家屋や公道との敷地境界線が記入されている         | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・ 平面図と立体図が整合している                 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・ 各部の材料、口径及び延長が正確に記入されている        | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

### <現地検査>

- |                            | 合                        | 否                        |
|----------------------------|--------------------------|--------------------------|
| ・ 水道メータが正確に取り付けられている       | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・ 配管や給水用具等の位置が竣工図面と整合している  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・ クロスコネクションがなされていない        | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・ 給水管や給水器具は性能基準適合品が使用されている | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・ 一定の水圧による耐圧試験で漏水等がない      | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・ 水質（残留塩素、臭気、色、濁り等）に異常がない  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

完成図面提出前に検査項目を参照して、自主検査すること。

## 第5章 維持管理

## 第5章 維持管理

給水装置は需要者に直接、水を供給する施設でありその維持管理の適否は供給水の保全に重大な影響を与えることから水が汚染し、または漏れないように的確に管理を行うこと。

給水装置は、年月の経過に伴う材質の劣化等により故障、漏水等の事故が発生することがある。事故を未然に防止するため、又は最小限に抑えるためには維持管理を的確に行うことが重要である。給水装置は、所有者等が善良な管理者として注意をもって管理すべきものであり、維持管理について所有者等に対して適切な情報提供を行うことが重要である。

### 1 漏水の点検

給水管からの漏水、給水用具の故障の有無について随時又は定期的に点検を行う。

表5.1 漏水の点検

点検箇所	漏水の見つけ方	漏水の予防方法
水道メーター	全ての蛇口を閉め使用していないのに回転指標（パイロット）が回転している。	定期的に水道メーターを見る習慣をつける。
蛇口	蛇口漏水は、ポタポタからはじまる。	蛇口が閉まりにくいときは、無理に締めずにすぐ修理する。
水洗トイレ	使用していないのに、水が流れている。	使用前に水が流れていないか調べる習慣をつける。
受水槽	使用していないのに、ポンプのモーターがたびたび動く。	受水槽にひび割れ、亀裂がないか時々点検する。
	受水槽の水があふれている。	警報器を取り付ける。
壁（配管部分）	配管してある壁や羽目板がぬれている。	家の外側を時々見回る。
地表（配管部分）	配管してある付近の地面がぬれている。	給水管の布設されているところには物を置かない。
下水のマンホール	いつも、きれいな水が流れている。	マンホールの蓋を時々開けて調べる。

### 2 給水用具の故障と修理

給水用具の管理にあたっては、構造、機能及び故障修理方法などについて、十分理解する必要がある。

### 3 異常現象と対策

異常現象は、水質によるもの（濁り、色、臭味等）と配管状態によるもの（水撃、異常音等）とに大別される。

配管状態によるものについては、配管構造及び材料の改善をすることにより解消されることも多い。

水質によるものについては、現象をよく見極めて原因を究明し、需要者に説明の上、適切な措置を講じる必要がある。

#### (1) 水質の異状

水道水の濁り、着色、臭味などが発生した場合には、水道事業者に連絡し水質検査を依頼する等、直ちに原因を究明するとともに、適切な対策を講じなければならない。

##### ア 異常な臭味

水道水は、消毒のため塩素を添加しているので消毒臭（塩素臭）がある。この消毒臭は、残留塩素の酸化作用による殺菌効果があることを意味し、水道水の安全性を示す一つの証拠である。

なお、塩素以外の臭味が感じられたときは、水質検査を依頼する。臭味の発生原因としては次のような事項が考えられる。

(ア) 油臭・薬品臭のある場合

給水装置の配管で、ビニル管の接着剤、鋼管のねじ切りなどに使用される切削油シール剤の使用が適切でなく臭味が発生する場合や、漏れた油類が給水管（ビニル管、ポリエチレン管）を侵し臭味が発生する場合がある。また、クロスコネクションの可能性もある。

(イ) シンナー臭のある場合

塗装に使用された塗料などが、なんらかの原因で土中に浸透して給水管（ビニル管、ポリエチレン管）を侵し、臭味が発生する場合がある。

(ウ) かび臭・墨汁臭のある場合

河川の水温上昇等の原因で藍藻類などの微生物の繁殖が活発となり、臭味が発生する場合がある。

(エ) 普段と異なる味がある場合

水道水は、無味無臭に近いものであるが、給水栓の水が普段と異なる味がある場合は、工場排水、下水、薬品などの混入が考えられる。塩辛い味、苦い味、渋い味、酸味、甘味等が感じられる場合は、クロスコネクションのおそれがあるので、直ちに飲用を中止する。

鉄、銅、亜鉛などの金属を多く含むと、金気味、渋味を感じる。給水管にこれらの材質を使用しているときは、滞留時間が長くなる朝の使い始めの水に金気味、渋味を感じる。朝の使い始めの水は、なるべく雑用水などの飲用以外に使用する。

イ 異常な色

水道水が着色する原因としては、次の事項がある。なお、汚染の疑いがある場合は水質検査を依頼する。

(ア) 白濁色の場合

水道水が白濁色に見え、数分間で清澄化する場合は、空気の混入によるもので一般的に問題はない。原因として断水やメータ交換等による空気の混入や、水に含まれた空気がボイラー等で温められることで気泡となることなどが挙げられる。

(イ) 赤褐色又は黒褐色の場合

水道水が赤色又は黒色になる場合は、鑄鉄管、鋼管のさびが流速の変化、流水の方向変化などにより流出したもので、一定時間排水すれば回復する。常時発生する場合は管種変更等の措置が必要である。

(ウ) 白色の場合

亜鉛メッキ鋼管の亜鉛が溶解していることが考えられる。使用時にいったん管内の水を一定時間排水して使用しなければならない。

(エ) 青い色の場合

衛生陶器が青い色に染まるような場合には、銅管の腐食作用によることが考えられるので、管種変更などの措置が必要である。

ウ 異物の流失

(ア) 水道水に砂、鉄粉などが混入している場合

配水管及び給水装置などの工事の際、混入したものであることが多く給水用具を損傷することもあるので水道メータを取り外して、管内から除去しなければならない。

(イ) 黒色の微細片がでる場合

止水栓、給水栓に使われているパッキンのゴムが劣化し、栓の開閉操作を行った際に細かく碎けて出てくるのが原因と考えられる。

(2) 出水不良

出水不良の原因は種々あるが、その原因を調査し、適切な措置をすること。

ア 配水管の水圧が低い場合

周囲のほとんどが水の出が悪くなったような場合は、配水管の水圧低下が考えられる。この場合は、配水管網の整備が必要である。

#### イ 給水管の口径が小さい場合

一つの給水管から当初の使用予定を上回って、数多く分岐されると、既設給水管の必要水量に比し給水管の口径が小さくなり出水不良をきたす。このような場合には適正な口径に改造する必要がある。

#### ウ 管内にスケールが付着した場合

既設給水管で亜鉛めっき鋼管などを使用していると内部にスケール(赤さび)が発生しやすく、年月を経るとともに給水管の実口径が小さくなるので出水不良をきたす。

このような場合には管の布設替えが必要である。

#### エ 配水管の工事等により断水したりすると、通水の際の水圧によりスケール等が水道メータのストレーナに付着し出水不良となることがある。このような場合はストレーナを清掃する。

#### オ 給水管が途中でつぶれたり、地下漏水をしていることによる出水不良、あるいは各種給水用具の故障などによる出水不良もあるが、これらに対しては、現場調査を綿密に行って原因を発見し、その原因を除去する。

### (3) 水撃

水撃が発生している場合は、その原因を十分調査し、原因となる給水用具の取り替えや給水装置の改造により発生を防止する。

給水装置内に発生原因がなく、外部からの原因により水撃が発生している場合もあるので注意する。

### (4) 異常音

給水装置が異常音を発する場合は、その原因を調査し発生源を排除する。

#### ア 水栓のこまパッキンが摩耗しているため、こまが振動して異常音を発する場合は、こまパッキンを取り替える。

#### イ 水栓を開閉する際、立上り管等が振動して異常音を発する場合は、立上り管等を固定させて管の振動を防止する。

#### ウ ア、イ以外の原因で異常音を発する場合は、水撃に起因することが多い。

## 4 事故原因と対策

給水装置と配水管は、機構的に一体をなしているので給水装置の事故によって汚染された水が配水管逆流したりすると、他の需要者にまで衛生上の危害を及ぼすおそれがあり安定した給水ができなくなるので、事故の原因を良く究明し適切な対策を講じる必要がある。

### (1) 汚染事故の原因

#### ア クロスコネクション

「P63(6) クロスコネクション防止」を参照すること。

#### イ 逆流

既設給水装置において、下記のような不適正な状態が発見された場合、逆サイホン作用による水の逆流が生じるおそれがあるので「P61(4) 逆流防止」を参照して適切な対策を講じなければならない。

(ア) 給水栓にホース類が付けられ、ホースが汚水内に漬っている場合。

(イ) 浴槽等への給水で十分な吐水口空間が確保されていない場合。

(ウ) 便器に直結した洗浄弁にバキュームブレーカが取り付けられていない場合。

(エ) 消火栓、散水栓が汚水の中に水没している場合。

(オ) 有効な逆流防止の構造を有しない外部排水式不凍給水栓、水抜き栓を使用している場合。

#### ウ 埋設管の汚水吸引(エジェクタ作用等)

埋設管が外力によってつぶれ小さな穴があいている場合、給水時にこの部分の流速が大きくなりエジェクタのような作用をして外部から汚水を吸い上げたり、微生物を吸引することがある。

また、給水管が下水溝の中で切損している場合等に断水すると、その箇所から汚水が流入する。断水がなくても管内流速が極めて大きいときには、下水を吸引する可能性がある。また、寒冷地で使用する内部貯留式不凍給水栓の貯留管に腐食等によって小穴があいている場合にも同様に汚染の危険性がある。

## (2) 凍結事故

凍結事故は、寒冷期の低温時に発生し、その状況はその地方の気象条件等によって大きな差がある。

このため凍結事故対策は、その土地の気象条件に適合する適切な防寒方法と埋設深度の確保が重要である。

既設給水装置の防寒対策が不十分で凍結被害にあった場合の解氷方法は、おおむね次のとおりである。なお、トーチランプ等での直火による解氷は、火災の危険があるので絶対に避けなければならない。

### ア 熱湯による簡便な解氷

凍結した管の外側を布等で覆い熱湯をかける方法で、簡単な立上りで露出配管の場合、一般家庭でも修理できる。この方法では急激に熱湯をかけると給水用具類を破損させることがあるので注意しなければならない。

### イ 温水による解氷

小型ボイラを利用した蒸気による解氷が一般的に行われてきたが、蒸気の代わりに温水を給水管内に耐熱ホースで噴射しながら送りこんで解氷する方法として、貯湯水槽、小型バッテリー、電動ポンプ等を組み合わせた小型の解氷器がある。

### ウ 蒸気による解氷

トーチランプまたは電気ヒータ等を熱源とし、携帯用の小型ボイラに水または湯を入れて加熱し、発生した蒸気を耐熱ホースで凍結管に注入し解氷するものである。

### エ 電気による解氷

凍結した給水管(金属管に限る)に直接電気を通し、発生する熱によって解氷するものである。ただし、電気解氷は発熱による火災等の危険を伴い、また、合成樹脂管等が使用されている場合は、絶縁状態となつて通電されないこともあるので、事前に使用管種、配管状況を調査した上で解氷作業を行う必要がある。

## 5 元付け型浄水器等の衛生管理

水道メーター直下流に設置する浄水器には、水道水中の残留塩素を水質基準値以下の濃度にまで除去するものがあり、配管状況や使用状態によっては細菌等による水道水の汚染が心配される場合がある。

また、浄水機能を持つ冷水器等の給水装置でも使用状況によっては雑菌等が繁殖する可能性があり、適切な衛生管理が必要である。

福知山市上下水道部では、水道水中の残留塩素を水質基準値以下の濃度にまで除去する可能性のある器具を使用された場合や、管理の適切でない器具を使用された場合の水質の保証は出来ない。

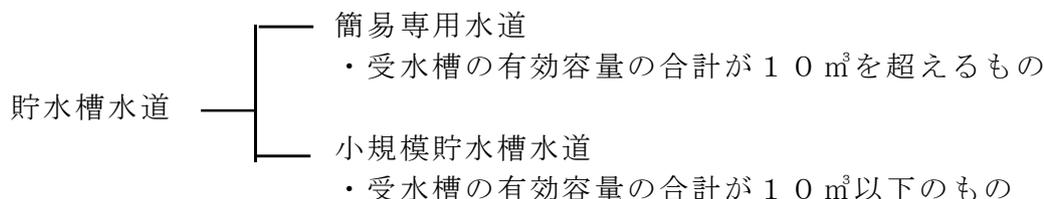
これらの器具を設置される場合は、器具の1次側に水質管理用の水栓を設置すること。

## 第 6 章 貯水槽水道

## 第6章 貯水槽水道

### 1 貯水槽水道

水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とし、簡易専用水道を含め、水槽の規模によらないビル等の建物内水道の総称である。（水道法第14条第2項）



### 2 簡易専用水道

市町村等の水道事業体から供給を受ける水のみを水源とする飲料水の供給施設で受水槽の有効容量の合計が10立方メートルを超えるものをいう。（水道法第3条第7項、同施行令第1条の2）

給水装置と簡易専用水道との関係については、第2章 2給水方式の決定（2）受水槽式を参照すること。

### 3 有効容量

水槽において適正に利用可能な容量をいい、水の最高水位と最低水位との間に貯留されているものをいう。

### 4 簡易専用水道設置報告

設置者が、簡易専用水道を、使用して給水を開始しようとするときは、福知山市簡易専用水道管理運営指導要綱第2条の規定により、別紙の「簡易専用水道設置報告書」を福知山市上下水道事業管理者に提出すること。

### 5 簡易専用水道の管理

簡易専用水道の設置者は、水道法及び同施行規則で定める基準に従って簡易専用水道を管理することが義務づけられており、次のことを必ず守ること。

- （1）水槽の掃除を毎年1回以上、定期に行うこと。
- （2）水槽の亀裂等によって有害物、汚水等の混入がないように定期的に点検を行い、もし欠陥を発見した場合は、速やかに改善の処置をとること。  
また、地震、凍結、大雨等、水質に悪い影響を与えるおそれのある事態が発生した場合も同様とする。
- （3）給水栓における水の色、濁り、臭い、味等で供給する水に異常を認めるときは、必要な項目に関する水質検査を行うこと。
- （4）供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、その水を使用することが危険である旨を関係者に通報すること。（関係者とは利用者及び福知山市上下水道事業管理者をいう。）（水道法34条の2第1項、同施行規則第55条）

#### 【留意事項】

以上のことは、法に定められている管理基準であるが、さらに次のことについて留意すること。

- ① 施設の管理について帳簿を作成し、その記録を保存すること。
- ② 設置者は、当該水道の管理を行う義務があるが、設置者自らが管理を行わない場合には、実際に管理を担当する者を明確にすること。
- ③ 水槽の清掃は、設置者が自ら行わない場合には、「建築物における衛生的環境の確保に関する法

律」（以下「建築物衛生法」という。）に基づく知事の登録を受けた貯水槽清掃業者に依頼して実施するようにすること。

- ④ 水質の検査については、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関または、表1「簡易専用水道検査機関登録簿（京都府）」に登録されている検査機関を参考に依頼すること。

（水道法第34条の2第2項）

- ⑤ 建築物衛生法の適用がある簡易専用水道については、同法の規程により管理すること。  
⑥ 消防用設備等と共用されている簡易専用水道にあつては、掃除等により水を抜く場合、あらかじめ最寄りの消防機関に連絡して、不測の事態が発生しないよう十分配慮すること。

## 6 簡易専用水道の定期検査

簡易専用水道の設置者（「建築物衛生法」の適用者も含む）は、水道法で定めるところにより、毎年1回以上、定期に厚生労働大臣に登録した検査機関に依頼して検査を受けなければならない。（水道法第34条の2第2項、同施行規則第56条）

この検査は、厚生労働大臣に登録した検査機関が簡易専用水道の設置者から依頼を受けて、その設置場所において、維持管理状況を検査するものであり、内容は次のようになっている。

### （1）施設の外観検査

この検査は、供給水に有害物、汚水等が混入するおそれの有無、水槽及び周辺の清掃状況、水槽内の沈殿物等の有無について検査するものである。

### （2）水質検査

この検査は、給水栓における臭い、味、色及び濁りに関する検査並びに残留塩素の有無について検査するものである。

### （3）書類検査

この検査は、次に掲げる書類の整理及び保存状況について検査するものである。

- ア 簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面
- イ 受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにする平面図
- ウ 受水槽の清掃の記録
- エ その他の管理についての記録

（例：施設の定期、臨時の点検結果及び補修改善措置、水質異常に伴う水質検査結果、給水停止措置）

◇厚生労働大臣登録の検査機関（検査は直接依頼してください）  
手数料が必要です。

表6. 1 簡易専用水道検査機関登録簿（京都府）令和2年10月9日現在

登録番号	氏名又は名称	住所	代表者の氏名	簡易専用水道の管理の検査を行う区域	簡易専用水道の管理の検査を行う事業所の所在地	登録年月
19	一般財団法人関西環境管理技術センター	大阪府大阪市西区川口二丁目9番10号	谷口 靖彦	京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県	大阪府大阪市西区川口二丁目9番10号	平成31年 3月31日
34	公益社団法人京都保健衛生協会	京都府京都市南区西九条西柳ノ内町28番地の2	川端 良一	京都府	京都府京都市南区西九条西柳ノ内町28番地の2	平成31年 3月31日
60	一般社団法人京都微生物研究所	京都府京都市山科区川田御出町3番地の4	大藪 正樹	滋賀県、京都府、大阪府のうち高槻市及び枚方市並びに奈良県	京都府京都市山科区上花山久保町16番地の2	平成31年 3月31日
92	日本水処理工業株式会社	大阪府大阪市北区菅原町8番14号	川西 昌史	岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県	大阪府大阪市北区菅原町8番14号	令和2年 5月20日
102	奈良アクア・ラボ株式会社	奈良県奈良市富雄北二丁目8-15ガーデンハイツ高川303号	宮田 宏作	京都府、大阪府及び奈良県	奈良県奈良市富雄北二丁目8-15ガーデンハイツ高川303号	平成31年 4月1日
106	日東化学工業株式会社	福岡県北九州市小倉南区徳吉東四丁目9番1号	下村 賢史	埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）、神奈川県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県	福岡県北九州市小倉南区徳吉東四丁目9番1号	令和元年 5月16日
107	株式会社総合水研究所	大阪府堺市堺区神南辺町一丁目4番地6	待田 裕美	埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）、神奈川県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県	大阪府堺市堺区神南辺町一丁目4番地6	令和元年 5月22日
116	株式会社西日本技術コンサルタント	滋賀県草津市矢橋町御種子池649番地	角南輝行	滋賀県及び京都府	滋賀県草津市矢橋町御種子池649番地	令和2年 9月19日
123	エスク株式会社	大阪府大東市三箇四丁目18番18号	岡屋敷 豊	三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県及び広島	大阪府大東市三箇四丁目18番18号	平成31年 2月12日

				県		
128	株式会社日吉	滋賀県近江八幡市北之庄町908番地	村田 弘司	福井県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県	滋賀県近江八幡市北之庄町908番地	令和元年 10月5日
130	株式会社ケイ・エス分析センター	大阪府富田林市西織南二丁目9番2号	浅野 昭	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）、神奈川県、福井県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県及び広島県	大阪府富田林市西織南二丁目9番2号	令和元年 10月14日
138	株式会社近畿環境衛生センター	奈良県奈良市東九条町748番地の1	益田 昇	三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県	奈良県奈良市東九条町748番地の1	平成30年 8月17日
142	日本メンテナンスエンジニアリング株式会社	大阪府大阪市北区同心一丁目7番14号	田伏 重成	福島県、岐阜県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府及び兵庫県	滋賀県彦根市中央三丁目二番一号駅東町8番地7	平成31年 1月23日
148	株式会社総合保健センター	岐阜県可児市川合136番地8	市原 壽	富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府及び奈良県	岐阜県可児市川合136番地8	令和元年 11月19日
159	株式会社HER	兵庫県加西市網引町2001番地39	芝本 忠雄	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）、神奈川県、福井県、山梨県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県	東京都江東区木場3丁目6番16号及び兵庫県加西市網引町2001番地39	平成29年12 月19日

#### ◇検査後の措置

検査終了後、検査済みを証する書類が交付されます。

結果、衛生上問題がある場合は、当該施設の改善、あるいは再検査を行ってください。

#### ◇その他

この検査に際しては、検査員は、所定の身分証明書を携帯していますので、不審なことがあれば提示を求めて下さい。

## 7 罰則

簡易専用水道の設置者は、次の項目に該当した場合は罰せられるので注意すること。

- (1) 定期検査（水道法第34条の2第2項）を受けなかったとき。（水道法第54条第1項第8号）
- (2) 給水停止命令（水道法第37条）に違反したとき。（水道法第53条第1項第9号）
- (3) 水道法第39条第2項による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、または職員の検査を拒み、妨げ、忌避したとき。（水道法第55条第1項第3号）

◆参考

(法) 第34条の2 簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

(施行規則) 第4章 簡易専用水道

(管理基準)

第55条 法第34条の2第1項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 水槽の掃除を毎年一回以上定期に、行うこと。
- 2 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- 3 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- 4 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(検査)

第56条 法第34条の2第2項の規定による検査は、毎年一回以上定期に行うものとする。

2 検査の方法その他必要な事項については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

8 小規模貯水槽水道

市町村等の水道事業体から供給を受ける水のみを水源とする飲料水の供給施設で受水槽の有効容量の合計が10立方メートル以下のものをいう。

衛生的管理の努力義務が課されており、簡易専用水道に準じた管理、定期検査を行うよう努めること。

◆参考

(設置者の責務)

福知山市水道事業給水条例 第47条第2項

前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

福知山市水道事業給水条例施行規程第14条

条例第47条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次の定めるところによるものとする。

(1) 次に掲げる管理基準に従い管理すること。

ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期におこなうこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する厚生労働省令(平成15年厚生労働省令(第101号))の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(1) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

条文は、法施行規則第55条の各号に同じ。

## 簡易専用水道設置報告書

年 月 日

福知山市上下水道事業管理者 様

設置者住所〒  
(法人にあつては主たる事務所の所在地)

氏 名  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

TEL

簡易専用水道の設置について、福知山市簡易専用水道管理運営指導要綱第2条の規定により、下記のとおり報告します。

簡易専用水道 を 建築 設置 の 概 要	名 称			
	所 在 地			
	用途及び 延べ床面積	用 途	延 床 面 積 m <sup>2</sup>	構 造 ・ 規 模
		ビル管理法による特定建築の届出 有 ・ 無		
簡易専用水道の概要		別 紙 の と お り		
受水する水道の名称				
使用開始予定年月日				
管理責任者 氏名及び住所		TEL		

(添付書類) 1 建築物の位置図  
2 受水槽高置水槽の配置図及び構造図

## 受水槽、高置水槽の概要（系統別）

名称（系統別）					
簡易専用水道の概要（系統別）	受水槽	（有効容量） m3（計 基）			
	高置水槽	（有効容量） m3（計 基）			
水槽等の番号		1	2	3	4
水槽等の種類		受水槽 高置水槽 その他 （ ）	受水槽 高置水槽 その他 （ ）	受水槽 高置水槽 その他 （ ）	受水槽 高置水槽 その他 （ ）
水槽等の設置場所		屋 内 ・ 屋 外	屋 内 ・ 屋 外	屋 内 ・ 屋 外	屋 内 ・ 屋 外
水槽等の形式	形 式	地 上 式 地 下 式 半 地 下 式	地 上 式 地 上 式 半 地 下 式	地 上 式 地 上 式 半 地 下 式	地 上 式 地 上 式 半 地 下 式
	点 検 方 法	六面点検可能 六面点検不可能	六面点検可能 六面点検不可能	六面点検可能 六面点検不可能	六面点検可能 六面点検不可能
水槽等の容量	実 容 量				
	有 効 容 量				
水槽等の構造		鉄筋コンクリート製 鉄鋼製 FRP その他 （ ）	鉄筋コンクリート製 鉄鋼製 FRP その他 （ ）	鉄筋コンクリート製 鉄鋼製 FRP その他 （ ）	鉄筋コンクリート製 鉄鋼製 FRP その他 （ ）
消毒施設の有無		有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
備 考					

注 複数の建築物にそれぞれ異なる系統の簡易専用水道を設置するなど、複数系統が存在する場合は、系統ごとに本別紙を記載する。

## 補足事項 1

給水工事に係る給水管の口径設計に当たっては、次の事項を遵守するものとする。

- 1 給水管の口径は、配水管の 小動水圧においても、設計水量を十分に供給できる大きさとする。ただし、分岐される配水管口径より小さいこと。
- 2 給水栓が 6 栓までは 13 mm とし、7 栓以上 12 栓までは 20 mm とする。ただし生活様式の変化にも対応出来るように一般家庭では 20 mm 以上を原則とする。  
既存建物において給水栓数の超過が確認できるが、以降も既存の状態のまま使用し続けることを希望する場合は誓約書の提出が必要。  
生活用水確保のため 13 mm の基準としては、①台所②洗面③風呂④洗濯⑤湯沸⑥手洗いの各水栓である。
- 3 必要水量については、使用人数、給水設備器具、用途別及び業態、その他建物の面積等を考慮して定める。
- 4 地形的な条件を加味し、現地の水圧状況等も考慮して定める。
- 5 その他経済事情により、申込者の意向を特に配慮して定める場合もある。
- 6 これは、既設給水管を変更（改造）する場合にも適用する。

## 補足事項 2

水道加入金の扱いについては下記のとおりとする。

- 1 加入金とは給水装置の新設及び増径工事に際し、当該工事申込者から徴収する負担額であり、新旧需要者間の負担の公平及び原因者の適正負担等を主目的とし、あわせて水道財政基盤の強化を図ることを徴収の目的とする。加入金の法的根拠は原則として水道法第 14 条に定める「その他の供給条件」とする。
- 2 加入金を納付しなければならない給水装置工事は、次のとおりとする。
  - (1) 新規に給水装置工事を行う場合
  - (2) 既設の給水装置から分岐し、新たに給水装置工事を行う場合
  - (3) 水道メーターの口径を増径する場合
  - (4) 同一敷地内の建物の給水装置を統合して一つの給水装置とする場合は、既設給水装置の口径に対応する加入金の額の合計額と新設する給水装置に対応する加入金の額との差で新設分が多額の場合
- 3 加入金が免除される場合は次のとおりとする。
  - (1) 明らかに工事その他臨時用水のみに使用する場合
  - (2) 配水管から分岐して行う給水管の工事で、水道メーターの交付を要しない取り出し工事の場合
  - (3) 公費または私費を問わず公共消火栓を設置する場合
- 4 加入金が還付される場合は次のとおりとする。
  - (1) 工事着手前に工事を取りやめた場合
  - (2) 工事中に設計変更が生じ口径を減ずる場合
- 5 加入金を還付しない場合は次のとおりとする。
  - (1) 給水装置の所有者が、その給水装置を廃止する場合
  - (2) 給水装置のメーター口径を減ずる場合の差額

(福知山市水道事業加入金取扱要領より一部抜粋)

### 補足事項3

漏水減免の概要については下記のとおりとする。

#### 1 減免の対象

使用者の適正な管理にもかかわらず、給水装置に何らかの異常が発生し地下で漏水が発生した場合で、福知山市水道事業指定給水装置工事事業者により修繕された場合。

#### 2 減免対象の給水装置の定義

減免対象の給水装置とは、水道メーター及び水道メーターから給水管に直結する給水用具までの給水管、または水道メーターから特殊器具の手前の止水設備に至るまでの給水管をいう。

#### 3 減免の対象外

- (1) 使用者が故意に水道メーター及び給水管を損傷させたとき
- (2) 使用者が漏水修繕を完了していないとき
- (3) 各種工事の事故によって給水管が損傷し漏水したとき
- (4) 凍結等により漏水したとき

#### 4 減免対象月数

4ヶ月分を限度として適用します。

#### 5 減免額

##### (1) 減免水量

推定漏水量の半分とします。

推定漏水量＝[検針に基づく使用水量－認定水量（基本的には前年同月）]

減免水量＝推定水量×50%

##### (2) 減免使用料金

減免水量後の水道使用料金（更正水量に基づく使用料金）と減免前の使用料金（検針に基づく使用料金）の差額とします。

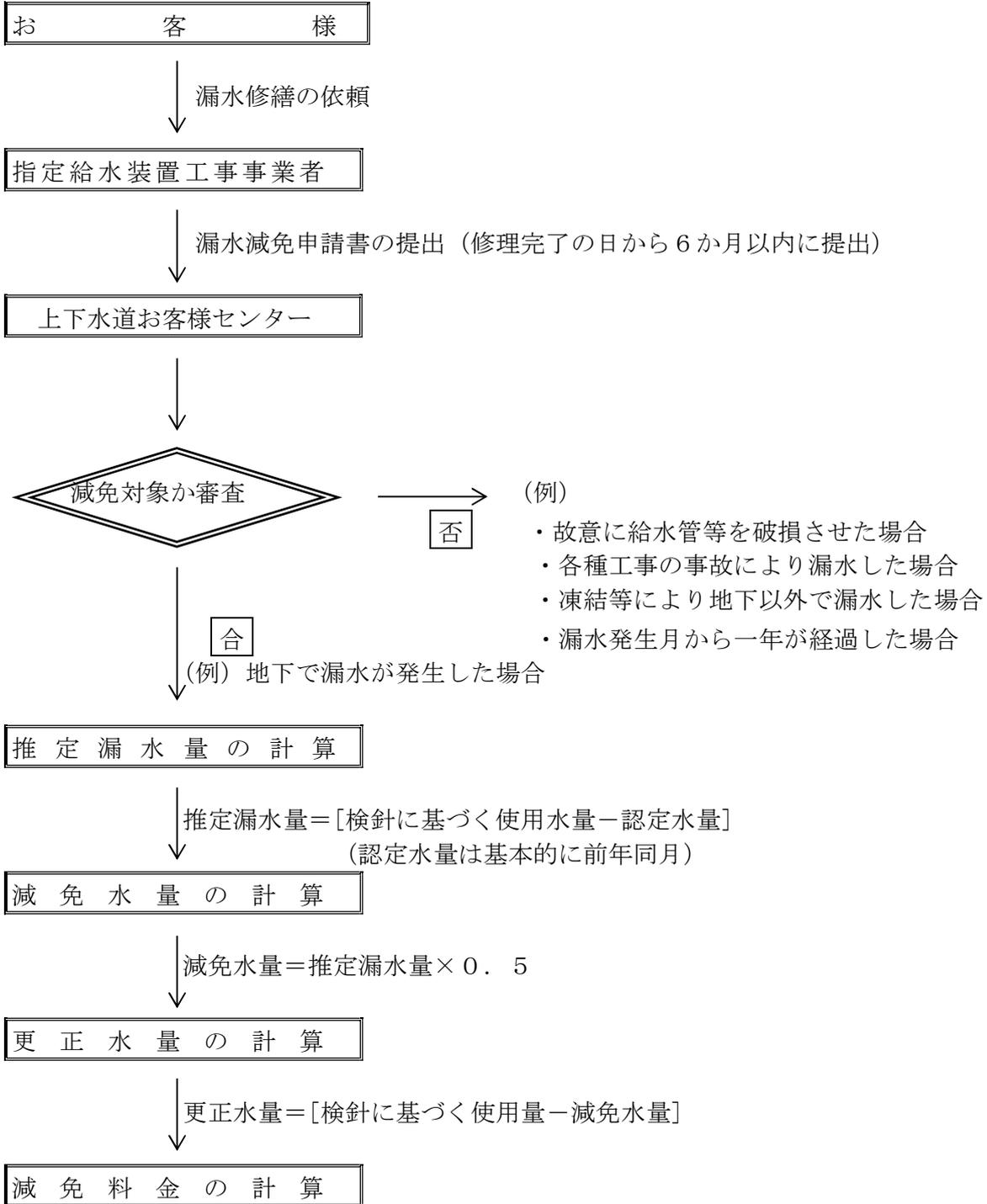
更正水量＝検針に基づく使用量－減免水量

減免料金＝検針に基づく使用料金－更正水量に基づく使用料金

- #### 6 その他
- 地下以外の漏水の場合は下水料金のみ減免となることがあります。但し吹き出した水が下水管を通して処理された場合は減免対象にはなりません。

#### 補足事項4

漏水減免の概要については下記のとおりとする。



$$\text{減免料金} = [\text{検針に基づく使用料金} - \text{更正水量に基づく使用料金}]$$

(但し4ヶ月分が限度である)

(注) 地下以外の漏水の場合は、下水料金のみ減免となる。  
但し、漏出した水が下水管を通して処理された場合は減免対象にはならない。

## 参考文献

- 1 「水道施設設計指針」(2000年版) 日本水道協会
- 2 「水道施設設計指針・解説」(1990年版) 日本水道協会
- 3 「水道維持管理指針」(2006年版) 日本水道協会
- 4 「配水管および給水装置の表示標準」(1977年版) 日本水道協会
- 5 「水道工事標準仕様書」(2004年版) 日本水道協会
- 6 「給水用具の維持管理指針」(2004年版) 日本水道協会
- 7 「指定給水装置工事事業者研修テキスト」(2007年版) 日本水道協会
- 8 「給水装置工事技術指針(第二版二刷)」(2005年版) (財)給水工事技術振興財団
- 9 「近畿主要都市の給水引き込み基準」(2000年版) (社)大阪府建築士会
- 10 「空気調和衛生工学便覧」 1995年版 空気調和・衛生工学会
- 11 「給排水・衛生設備計画設計の実務の知識(改訂2版)」(2000年版)  
空気調和・衛生工学会
- 12 「給排水設備技術基準・同解説」(2006年版) 日本建築センター
- 13 「新 貯水槽の衛生管理」ビル管理教育センター
- 14 「管工事施工管理技術テキスト 技術編・施工編・法規編(改訂版)」  
(財)地域開発研究所/管工事施工管理技術研究会
- 15 「厚生労働省給水装置データベース」厚生労働省
- 16 その他、関係法令集